

■環境の保全および再生についての基本理念

環境の惠沢の享受と継承	
環境の保全および再生は、市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在および将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるよう、適切に行わなければならない。	
人と自然との共生	
環境の保全および再生は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、および回復するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行わなければならない。	
環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築	
環境の保全および再生は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。	
地球環境の保全推進	
地球環境保全が、人類共通の課題であるとともに、環境の保全および再生と密接な関係にあることから、すべての者は、これを自らの課題として認識し、すべての事業活動および日常生活において着実に推進されなければならない。	

私たちが、日常生活や経済活動においても、自然に過大な負担をかけることなく、環境に配慮した取り組みを心がけることによって、多様な生物が生息していく豊かな自然環境の回復を図ることができます。

「人とトキが共に生きる島づくり」は、豊かな自然環境を維持・回復し、社会経済活動と自然環境が調和した「人と自然とが共生できる社会の構築」を目指すための取り組みを象徴的に表現したものになります。

■今後の市の取組み

基本理念にのっとり、環境の保全および再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17・18年度の2か年をかけて、環境基本計画を策定します。

環境基本計画の策定にあたり、市の附属機関として環境審議会を設置するとともに、市民、事業者、民間団体等から幅広く、そしてより深く関与してもらうため、次の取り組みを行います。

市民環境ワークショップの設置

市民環境アンケート調査の実施

地区集会、事業者懇談会、環境フェアの開催 など

■市民と力を合わせて

市民と力を合わせながら「人とトキが共に生きる島づくり」を進めることができます。重要なことから、国や県との連携の下、トキ野生復帰の取り組みを推進するとともに、市民の自発的な取り組みを促進するため、以下の取り組みを行います。

環境状況の把握と情報の提供

環境教育の充実および環境学習の促進

市役所自らの事務・事業における環境への負荷の低減を図るために率先的な取り組みの促進 など

■環境基本条例の制定をきっかけにみんなが環境について考えましょう。

市役所環境保健課 環境保全室

電話 0259-63-3113(内線346) FAX0259-63-3300

E-mail:kankyohoken@city.sado.niigata.jp

http://www.city.sado.niigata.jp/sado_web/contents/kankyohoken/hozen/top.htm
(環境基本条例、市民環境ワークショップ申込書は、市ホームページでもご覧いただけます。)

市民環境ワークショップ 参加者募集

本市の環境の保全および再生や、協働による活動の提案等を検討する「市民環境ワークショップ」の参加者を募集します。

◆対象

市内在住の20歳以上の者(国・地方公共団体の議員、職員、市の附属機関等の委員を除く。また、平日、年10回程度開催する会議に出席できる者)

◆定員 5人程度

◆設置期間 H17・18年度

◆備考

市の一般職の職員に準じ交通費支給。

◆応募方法

5月6日(金)までに申込書および800字程度の小論文「環境の保全および再生のために私たちができること」を書いて、提出してください。

◆応募・問い合わせ先

環境保健課環境保全室もしくは最寄りの支所市民課まで

佐渡市環境基本条例を 制定しました



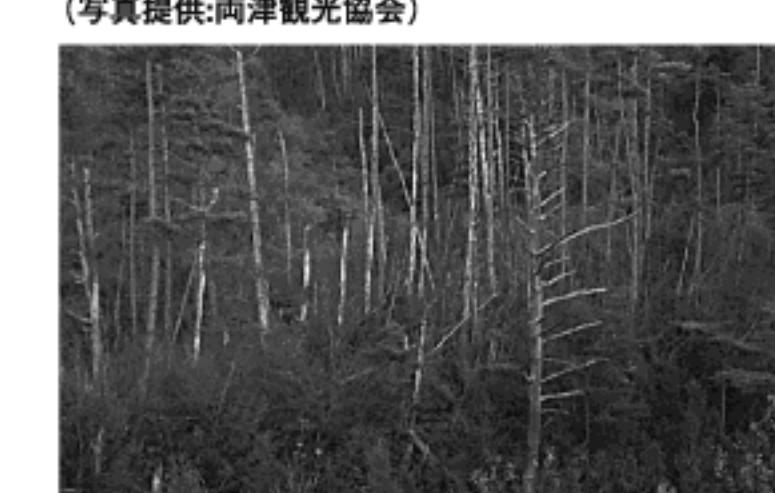
Think Globally, Act Locally



(写真提供:両津観光協会)



(写真提供:両津観光協会)



(写真提供:新潟県佐渡トキ保護センター)

人とトキが共に生きる 島づくりを目指して

地球温暖化や酸性雨などの環境問題は、行政や一部の企業、あるいは技術といった特定のところに委ねていけば何とか解決するだろうと考えていませんか。

残念ながら、今日的な環境問題の解決のためには、地域社会や一人ひとりの生活のあり方を見つめ直すことにより、日常生活レベルで行動を起こすことが必要となります。

「Think Globally, Act Locally」これは、「考えるところは地球規模に立って行うが、実際の行動は、足元からきちんと行っていかなければならない」という趣旨の言葉です。

私たち一人ひとりが、自主的かつ積極的に、環境問題の解決を図るために取り組みに参加することが求められています。

■環境基本条例の概要

環境基本条例は、環境の保全および再生に関する基本理念や市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

環境基本条例には、市の条例としてはじめて「前文」が掲げられています。前文は、条例制定の趣旨やねらいを宣言的に明らかにしています。

佐渡市 環境基本条例 前文

私たちのまち佐渡市は、青く澄んだ美しい海と緑豊かな山々を有し、四季折々自然の恵みの中でトキ(ニッポニア・ニッポン)を育んだ、世界に誇れる伝統と文化を有する歴史の島である。

近年、豊かな環境は、経済の高度化や生活様式の変化等により、地球規模でオゾン層の破壊や温暖化、酸性雨等による環境破壊が進み、人類の生存をも脅かすまでに至っている。

私たちは、環境問題を自らの課題として認識するとともに、環境の保全および再生を目指し、市民が力を合わせて、人とトキが共に生きる島づくりを決意し、この条例を制定する。